

取扱区分：「公開」

令和7年第10回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年10月10日（水）10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

## 令和7年第10回

### 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年10月10日（金） 午前10時01分～午前10時40分

2 場 所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番 林 俊一	2番 歳光時正
3番 野村邦幸	4番 重永正人
5番 佐伯伴章	6番 笠井保雄
7番 河内邦雄	8番 藤原典子
9番 佐伯信治	10番 高橋恵
11番 秋貞啓子	13番 山下敏彦
14番 瀧山美智子	15番 市川進
16番 有馬俊雅	17番 兼重智
18番 田中榮作	19番 白石純治

(2) 欠席委員 1人

12番 藤井孝

(3) 事務局職員 4人

局長 中村仁紀	次長 原田賢二
次長補佐 神本和典	書記 中山浩毅

(4) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第51号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第52号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第53号	農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	2件
議案第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第55号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件

第3 報告事項

報告第67号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	13件
報告第68号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第69号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第70号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	5件
報告第71号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	5件
報告第72号	農地改良の届出について	1件
報告第73号	非農地とした土地の農地再生について	3件
報告第74号	非農地判断の結果について	38件
報告第75号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	30件
報告第76号	現況が農地でないことの証明等について	1件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード設定又は電源切断の確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、12番・藤井 孝委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、参考資料の追加を配付していますので、よろしくお願いします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。  
それでは、議長よろしくお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第10回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

1番・林 俊一委員及び2番・歳光時正委員にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

	<p>議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>原田事務局次長</p> <p>1ページ及び2ページの議案第51号は、1議案4件です。</p> <p>それでは、番号1番についてご説明いたします。</p> <p>所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が128平方メートルの農地です。</p> <p>権利移動は所有権移転で、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。</p> <p>譲受人は、野菜等を栽培するため譲り受けるものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>重永委員</p> <p>4番、重永です。</p> <p>番号1番について、補足説明いたします。</p> <p>9月26日に推進委員と事務局、私で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は畑で、草もなく、いつでも野菜等の種まきや、苗植えができる状態となっていました。</p> <p>申請人には、10月4日と5日に電話で意思及び内容の確認をいたしました。</p> <p>申請地の位置、申請の内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。</p> <p>譲渡人は、申請地の近くに住んでおり、この春までは勤めながら農業を営んでこられました。</p> <p>しかしながら、高齢となり、徐々に耕作が困難となってきたため、</p>
原田事務局次長	
議長（山下会長）	
4番・重永委員	

農地を減らしたいとの思いから、申請地に自宅が隣接している譲受人に相談したところ、了解していただき、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、現在、会社勤めをしながら、主に土曜日及び日曜日に自宅近くの所有地で野菜と果樹の栽培をされています。

この度、譲渡人から話しがあり、退職後は本格的に野菜作りをしたいという思いから、購入することにしたとのことです。

調査項目に従い調査をいたしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田8筆の面積が9,546.61平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、高齢で農地の維持管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、果樹を栽培するため譲り受けるものです。

議長（山下会長）

原田事務局次長

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5番・佐伯伴章委員

5番、佐伯伴章です。

番号2番について、補足説明いたします。

9月22日に事務局と推進委員、私で現地確認を行いました。

農地には、ブルーベリー等の果樹が植えられており、周辺の草刈りもされているようでした。

10月4日には、譲渡人に電話にて確認をしました。

高齢のため維持管理が困難で、今回、譲受人との話で譲り渡すことにしたとのことです。

同日に、譲受人とも電話にて確認をしました。

譲受人は以前現地にて企業のブルーベリー栽培に参入していましたが、企業が撤退したため、その後の果樹園を引き継ぎたいと思われ譲り受けを決めたとのことです。

農地は自宅に近く管理も容易で、トラクター及び草刈り機等も保有しており、維持管理は可能と思われることから、許可しても良いと思われます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,190平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です。

番号3番について、補足説明いたします。

9月24日に推進委員と事務局職員、私で現地確認を行いました。

申請地は耕作がされていませんでしたが、草刈り等の維持管理はできており、申請地内には農具用倉庫も設置されていました。

譲渡人は申請地を相続しましたが、他県に住んでいることもあり維持管理が難しく売却を考えていたところ、譲受人から譲り受けたい旨を聞き、譲り渡すことにしました。

譲受人は、以前より、同地区内で耕作をしており、譲受人が申請地を売却したいという話を聞き、申請地にすでに農具倉庫もあるこ

とから、同地区内での稻作を続けていくことができると思い、譲り受けることにしました。

後日、電話で双方に意思を確認することができました。

水路等も整備されており、特に問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畠1筆の面積が718平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、譲受人の要望により譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する農地で野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
2番・歳光委員	<p>歳光委員</p> <p>2番、歳光です。</p> <p>番号4番について、補足説明いたします。</p> <p>9月26日に推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。</p> <p>現地及び土地の状況は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>申請地は、長年耕作はされていませんが、草刈り等の維持管理は行ってありました。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅と隣接地であり、野菜等を作るのに場所的に利便性が良いということで、718平方メートルの所有権移転を行うものです。</p> <p>また、譲渡人は会社員で農作業に手が回らないということで譲り渡すことにしたものです。</p> <p>申請地は、周辺より一段高い農地ではありますが、野菜栽培に適していると思われます。</p> <p>調査項目に従い調査を行いましたが、問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第51号、番号4番について質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問は、ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第51号、番号4番について、採決を行います。</p> <p>本件は、許可とすることにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、議案第51号、番号4番は、許可と決定いたします。</p>
議長（山下会長）	続きまして、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可

	<p>申請について」、番号1番を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>神本次長補佐</p> <p>3ページの議案第52号は、1議案1件です。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>申請地は、周南市大河内市民センターから南東へ約840メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから6ページのとおりです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。</p> <p>申請人は、所有する農地に土砂を搬入し、湿田を乾田に農地改良するに当たって、工事ができるときに自ら施工するので工事期間が3か月を超えるため、転用許可申請を行ったものです。</p> <p>土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>河内委員</p> <p>7番、河内です。</p> <p>番号1番について、補足説明いたします。</p> <p>9月12日に推進委員、事務局職員、私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>内容については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>現況は、田です。</p> <p>申請内容は農地改良で、地盤が湿田であることから、約0.9メートル盛土をすることことで、面積は450平方メートルです。</p> <p>ただし、自分で施工するので工期は約2年間の予定です。</p> <p>長期となりますので、申請は一時転用となり、農地改良後は、田</p>
神本次長補佐	
議長（山下会長）	
7番・河内委員	

	<p>として利用したいとのことでした。</p> <p>調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の議案第52号、番号1番について、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問は、ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第52号、番号1番について、採決を行います。</p> <p>本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、議案第52号、番号1番は、許可と決定いたします。</p>
議長（山下会長）	<p>続きまして、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>神本次長補佐</p> <p>4ページの議案第53号は1議案2件です。</p> <p>それでは、番号1番についてご説明いたします。</p> <p>本件は、令和3年第1回総会の令和2年議案第41号、番号1番として許可したものに関連します。</p> <p>許可後、令和5年12月総会で、工事期間を延長する旨の事業計画の変更を承認していますが、今回の変更も、工事期間の延長に関する事項となります。</p> <p>今回の変更承認申請は、太陽光発電設備の設置は終了しているものの、経済産業省からの許可に時間が必要なため、工事期間を令和8年5月31日まで延長したいとの申請です。</p>

	工期の変更はやむを得ないものと考えられます。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の議案第53号、番号1番について質疑を行います。 ご意見、ご質問はございませんか。
8番・藤原委員	藤原委員 転用許可が出されてから、かなり時間が経過していますが、この理由は何でしょうか。
議長（山下会長）	神本次長補佐 お答えいたします。
神本次長補佐	本件は、時間がかかっていることは、申請人から説明を受けております。 具体的に申し上げますと、先程説明しましたように、太陽光発電設備はすでに設置され、供給線もつながっておりますが、設備変更をする場合の経済産業省の許可が必要なのですが、法律が改正され、設備変更許可の要件として住民説明が必要となったということの説明を受けております。
議長（山下会長）	住民説明を4月頃に行っておりまして、そこから3か月を置いて、8月頃に申請を出しておりまして、そこから許可が出るのに、4か月から5か月かかるということです。
8番・藤原委員	4か月から5か月ですので、年末・年明け頃になりますが、更に余裕をみて、5月31日までの延長の変更申請書が提出されたものです。
議長（山下会長）	ただ今の説明でよろしいですか。
藤原委員	令和3年1月に許可申請があり、令和5年12月に期間の延長の変更申請がされ、また、今回変更ということですが、前回の時に、見通しがつかなかつたのでしょうか。
議長（山下会長）	神本次長補佐 お答えいたします。
神本次長補佐	施行している間に、使用する器材が変更になり、変更するときは

	住民説明をすることが令和6年に新たにできたルールで、その後は、先程ご説明させていただいたとおりの流れとなります。
議長（山下会長）	藤原委員、ただ今の説明でよろしいですか。
8番・藤原委員	解りました。
議長（山下会長）	その他に質問はございませんか。
	ないようであれば、これで質疑を終了いたします。
	議案第53号、番号1番について、採決を行います。
	本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので、議案第53号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。
	続きまして、議案第53号、番号2番を議題といたします。
	事務局より説明をお願いします。
	神本次長補佐
神本次長補佐	番号2番についてご説明いたします。
	本件は、令和6年第3回総会の議案第11号、番号2番として審議を経て、令和6年3月11日付け指令周農委4条許可第4号として、許可したものに関連します。
	今回の変更承認申請は、駐車場の埋め立て工事が施工業者の都合により遅れているため、工事期間を令和8年3月31日まで延長したいとの申請です。
	工期の変更はやむを得ないものと考えられます。
議長（山下会長）	以上でございます。
	ただ今の議案第53号、番号2番について質疑を行います。
	ご意見、ご質問はございませんか。
	（なしの声あり）
	特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
	議案第53号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第53号、番号2番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第54号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐 5ページの議案第54号は、1議案2件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市須々万支所から北西へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の7ページから11ページ並びに11ページの2及び11ページの3のとおりです。

農地区分は、支所から概ね300メートル以内で第3種農地に該当します。

譲受人は、自己用住宅を建設するため、申請地を譲渡人から譲り受けようとするものです。

譲渡人は、耕作しておらず、管理が難しいことから譲受人に譲り渡すものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

番号1番について、補足説明いたします。

9月26日に、事務局職員、私で現地確認を行い、10月5日に譲渡

議長（山下会長）

16番・有馬委員

人と電話で意思確認をし、譲受人とは連絡が取れませんでしたので、10月8日に代理人に電話で意思確認をしました。

現地は一部、作物が植えられた形成はありましたが、雑草が繁茂している状態でした。

周辺は東側が人家、北側が市道であり、周辺に農地はありません。

譲渡人は他所に住んでおり、これまで耕作しておらず、今後も予定がないそうで、譲ることにしたそうです。

譲受人は現在借家住まいであり、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第54号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第54号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第54号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市熊毛体育センターから南西へ約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の12ページから16ページのとおり

議長（山下会長）

神本次長補佐

です。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

譲受人は、土木・解体工事を営む法人で、会社が使用している既存の資材置場が手狭になったこと、また、事業拡大に伴い、新たな資材置場及び重機車両置場が必要になったことから、申請地並びに隣接する宅地及び雑種地を取得し、新たな資材置場等の設置を計画しているものです。

譲渡人は、高齢で後継者もなく、今後も農業をする予定がないことから、譲受人に譲り渡すものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、農地転用後は資材置場等として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

番号2番について、補足説明いたします。

9月26日に、推進委員と事務局職員、私で現地確認を行いました。

現地及び土地の状況は、事務局の説明のとおりです。

申請内容は、建設の資材置場及び駐車場です。

申請地の現況は、田及び自己管理の遊休農地で、草が生えていました。

譲受人は建設業を営んでおり、この業種は多くの真砂土、碎石等、運搬車両、ユンボ等、資材や建設車等を保管する場所を必要として

います。

今ある土地では狭く、事業拡張に伴い、適地を探していたところ、国道2号にも近く、騒音や交通に支障がなく、近隣住民への影響がないところであることから、譲渡人に申し出たところ、ご理解いただきました。

譲渡人は高齢で耕作困難であり維持管理ができない状況であり、また、後継者もいないことから、譲受人の要望に応えることにしました。

事業計画書及び被害防除計画書等が提出され、また、水路も確保されており、調査結果、問題はないと思います。

ご審議の程よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第54号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第54号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第55号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

6ページの議案第55号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和7年第4回総会の議案第19号、番号1番としての審議を経て、令和7年4月10日付け指令周農委5条許可第2号として許可したものに関連します。

今回の変更承認申請は、資材置場とするに当たって地盤の改良が必要になったため、工事期間を令和8年1月31日まで延長したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の議案第55号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第55号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第55号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第67号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

7ページから10ページの報告第67号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は13件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第67号を終わります。

中村事務局長

続きまして、報告第68号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

11ページの報告第68号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第68号を終わります。

続きまして、報告第69号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

12ページの報告第69号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第69号を終わります。

続きまして、報告第70号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より

	説明をお願いします。
中村事務局長	中村事務局長 13ページ及び14ページの報告第70号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。 今回は、5件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第70号を終わります。
議長（山下会長）	続きまして、報告第71号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長	中村事務局長 15ページ及び16ページの報告第71号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。 今回は、5件です。 いずれも農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第71号を終わります。
議長（山下会長）	続きまして、報告第72号「農地改良の届出について」、事務局より

	説明をお願いします。
中村事務局長	中村事務局長 17ページの報告第72号は、周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱第3条第1号の規定に基づき、あらかじめ農地等の所有者が農業委員会に届け出て、農地改良を行うので、許可は不要とされています。
	今回は、1件です。
	内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。
	以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第72号を終わります。
	続きまして、報告第73号「非農地とした土地の農地再生について」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長	中村事務局長 18ページの報告第73号は、非農地とした土地に対し、農業委員会に耕作再開届を提出していただいているものです。
	農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領第7条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は3件です。
	判断の結果、農地に該当が2筆、3,200平方メートル、非農地に該当が1筆、806平方メートルであると決定しました。
	以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第73号を終わります。
	続きまして、報告第74号「非農地判断の結果について」、事務局よ

り説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

19ページから21ページの報告第74号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は38件です。

判断の結果、農地に該当が4筆、6,131平方メートル、非農地に該当が34筆、26,798.70平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第74号を終わります。

続きまして、報告第75号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

22ページ及び23ページの報告第75号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畠以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった30件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

議長（山下会長）

以上で、報告第75号を終わります。

続きまして、報告第76号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

24ページの報告第76号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は1件です。

非農地判断の結果、番号1番は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第76号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第10回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時40分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

## 署 名 人

令和7年10月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 林 俊 一

署名委員 歳 光 時 正